

境港市経営体質強化資金制度要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、平成20年秋以降の世界的な金融危機を背景とした経営状況悪化から回復しつつある市内の中小企業者等に対して、経営維持や景気回復期における必要な資金を融資することにより、中小企業者等の経営力の強化・発展に資することを目的とし、境港市企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月1日施行。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者)

第3条 この資金の融資の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近3ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が平成19年4月以降のいずれかの年の同期の売上高等に比べ5パーセント以上減少している者（次号に該当する者を除く。）
- (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第5項第5号の規定に該当する中小企業者等と市長の認定を受けた者

(融資条件)

第4条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

資金の使途	運転資金及び設備資金 【借換の特例】 償還の完了していない境港市中小企業小口融資、境港市経営活力再生緊急資金、境港市経営活力強化資金及び本資金に限り、新たな借入れに併せて取りまとめることにより、返済負担軽減が図られ、利用者の資金繰りが緩和されると認められる場合は、借換を行うことができる。									
融資限度額	8千万円									
融資期間	10年以内（据置3年以内を含む。）									
融資利率	年1.50パーセント（変動金利）									
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。									
保証料率	前条各号の該当者ごとに、下表のとおりとする。									
	(単位：％)									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	第1号該当	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45
	第2号該当	0.70							0.60	0.45
担保	保証協会の定めるところによる。									
保証人	保証協会の定めるところによる。									
償還方法	割賦均等償還									

(融資の申込み)

第5条 この資金の融資を受けようとする者は、経営体質強化資金融資申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

- 2 申込書の提出を受けた商工団体は、内容を精査した上、必要に応じて意見を付して、申込書等の原本を保証協会に、写しを申込者が借入を希望している取扱金融機関に送付するものとする。

(融資の内定と実行)

第6条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、取扱金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、取扱金融機関及び申込みを受け付けた商工団体に対して審査結果を通知するものとする。

- 2 審査結果の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

(融資実行の報告)

第7条 基本要綱第8条に定める報告先は県及び市とする。

(資金措置)

第8条 この資金を運用するため、市は預託により、取扱金融機関に対して次のとおり資金措置を行うものとする。

- (1) 預託額 この資金の融資残高に対し、市長が別に定める割合を乗じた額
- (2) 預託利率 市長が別に定める利率
- (3) 預託期間 年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

(所掌)

第9条 この要綱等に関する事務は、境港市産業部水産商工課において所掌する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行し、改正後の境港市経営体質強化資金制度要綱の規定は令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行し、改正後の境港市経営体質強化資金制度要綱の規定は令和7年4月1日から適用する。